

空家を活用するための 事業をはじめます！

市内にある空家の利活用を促進するため、空家所有者へ活用に関する助言を行う 空家等相談員派遣事業及び 空き家バンクによる空家情報の提供を開始します。

1 実施時期

令和元年6月3日(月)から受付を開始します。



2 実施内容

空家等相談員派遣事業

相模不動産団体三支部連絡協議会のご協力により、専門家(宅地建物取引士)の空家等相談員が戸建ての空家に訪問し、目視や提供資料に基づき、空家所有者へ管理・活用などに関する助言を行います。

対象空家	以下の要件全てを満たすもの ・本市の区域内にある ・現在使用しておらず、賃貸用または売却用として流通していない
申請対象者	対象空家の所有者または対象空家の所有者から委任を受けた者

空き家バンク

空家を売りたい方や貸したい方の物件情報を「全国版空き家バンク」に登録し、全国の空家を利用したい方へ情報提供する制度です。

対象空家	以下の要件全てを満たすもの ・本市の区域内にある ・人の居住の用に供したことがあり、現に人が居住していないか使用していない
申請対象者	対象空家の所有者 (所有権その他の権利により対象空家の売却、賃貸等を行うことができる者) 共有名義や区分所有型の場合、所有者全員の同意が必要

3 申込方法

建築・住まい政策課にある申請書(市ホームページにも掲載)と必要書類を揃え、同課の窓口にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。

問合せ先
建築・住まい政策課
直通電話 042-769-9817
対応責任者 栄・内田

空家を売りたいけど
どうしよう…

空家を何かに
活用したい！

お持ちの空家でお困りの方へ

利用無料

空家等相談員派遣事業 のご案内

相模原市では、相模不動産団体三支部連絡協議会の構成団体*の協力のもと空家の管理・活用についての助言を行う空家等相談員の派遣を実施しています。

※構成団体
(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会相模北支部及び南支部/
(公社) 全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部

■ 対象空家等

以下の要件のすべてを満たすものが対象です。

- ・本市の区域内にあるもの
- ・現在使用しておらず、賃貸用又は売却用として流通していないもの

■ 申請対象者

対象空家等の所有者 又は 所有者から委任を受けた者

■ 申請方法

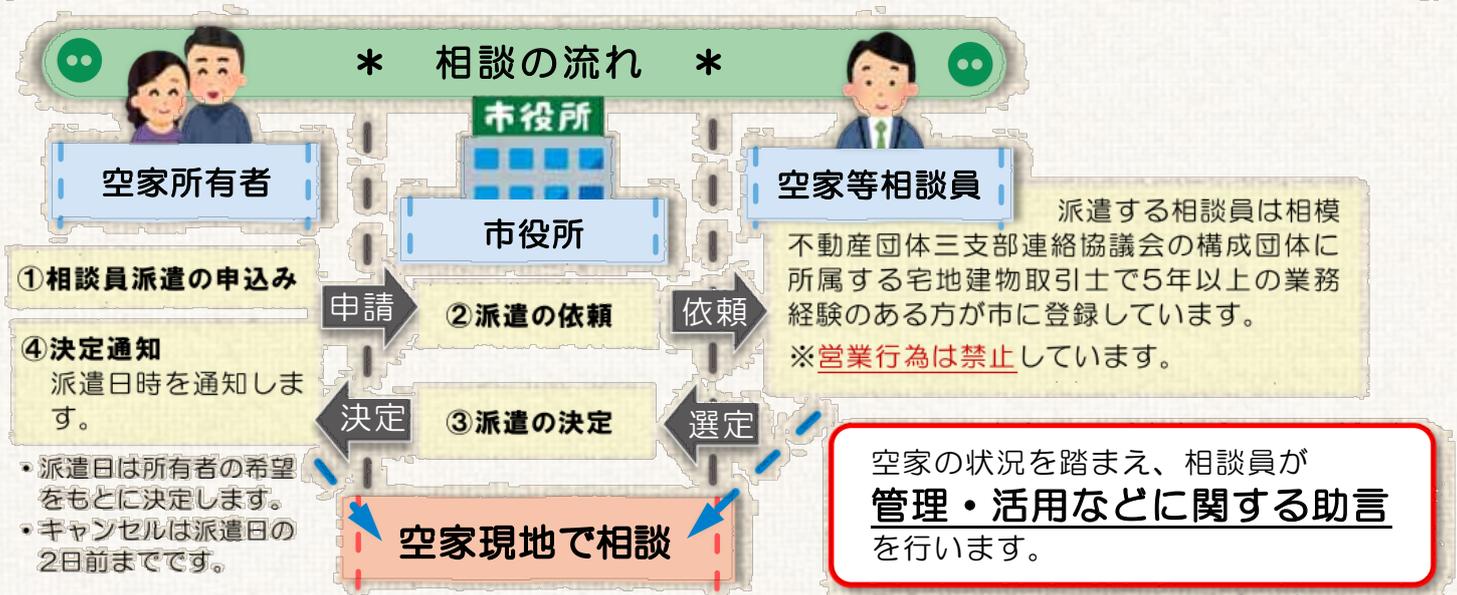
空家等相談員派遣申請書（※裏面）に付近見取図、所有図書（確認通知書・図面・登記等）の写しを添えて、書面で下記問い合わせ先にお申込ください。（郵送可）

※本相談員派遣の利用は、1つの空家に対して1回までです。

※先着順に受け付け、予算額に達した時点で締め切ります。



* 相談の流れ *



※売却可能価格・想定賃料・工事費用等の金額提示は行いません。
※建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
※本事業での調査は、目視及び提供資料によるものです。
※建物内部への立入調査は、外装の状態が良好なものに限り行うものとします。

お問い合わせ

相模原市役所 建築・住まい政策課

住所 〒252-5277 相模原市中央区
中央2-11-15 (第1別館4階)

電話：042-769-9817 (直通) / FAX：042-757-6859

第6号様式（第7条関係）

空家等相談員派遣申請書

年 月 日

相模原市長 あて

(申請者)
住 所：
氏 名：
電 話：
日中の連絡先：

相模原市空家等相談員派遣事業実施要綱第7条の規定により、空家等相談員派遣について付近見取図等を添えて申請します。

申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者から委任を受けた者（所有者との関係：（ ））		
対象建築物の所在地	相模原市 区		
建築年	明治・大正・昭和・平成 年 月 <input type="checkbox"/> 不明		
構造	<input type="checkbox"/> 木造（ <input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 不明		
階数	地上 階/地下 階		
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋・共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（（ ））		
延べ面積	m ²	建築面積	m ²
敷地面積	m ²	土地所有者	<input type="checkbox"/> 建物と同じ <input type="checkbox"/> その他（（ ））
増改築履歴			
所有図書	<input type="checkbox"/> 確認通知書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> その他（（ ））		
空家としている理由			
相談内容			
希望派遣日時	申込日から2週間後以降の日時（土日祝日・年末年始を除く）を第3希望までご記入ください。相談時間は1時間程度になります。 第一希望 年 月 日（ ） 午前・午後 第二希望 年 月 日（ ） 午前・午後 第三希望 年 月 日（ ） 午前・午後		

※本申込書に記載された事項及びご提出いただいた所有図書等関係書類は、空家等相談員派遣の可否の検討及び空家等相談員の選定のため、市から相模不動産団体三支部連絡協議会に基礎情報として提供しますのでご了承ください。ただし、本業務以外には使用しません。

空家を利用したい!

空家を売りたい!
貸したい!

相模原市

利用無料

空き家バンクのご案内

「空き家バンク」とは、空家を売りたい方・貸したい方に物件を登録していただき、全国の空家を利用したい方へ情報を提供するものです。

さがみ
原市



■ 対象空家等

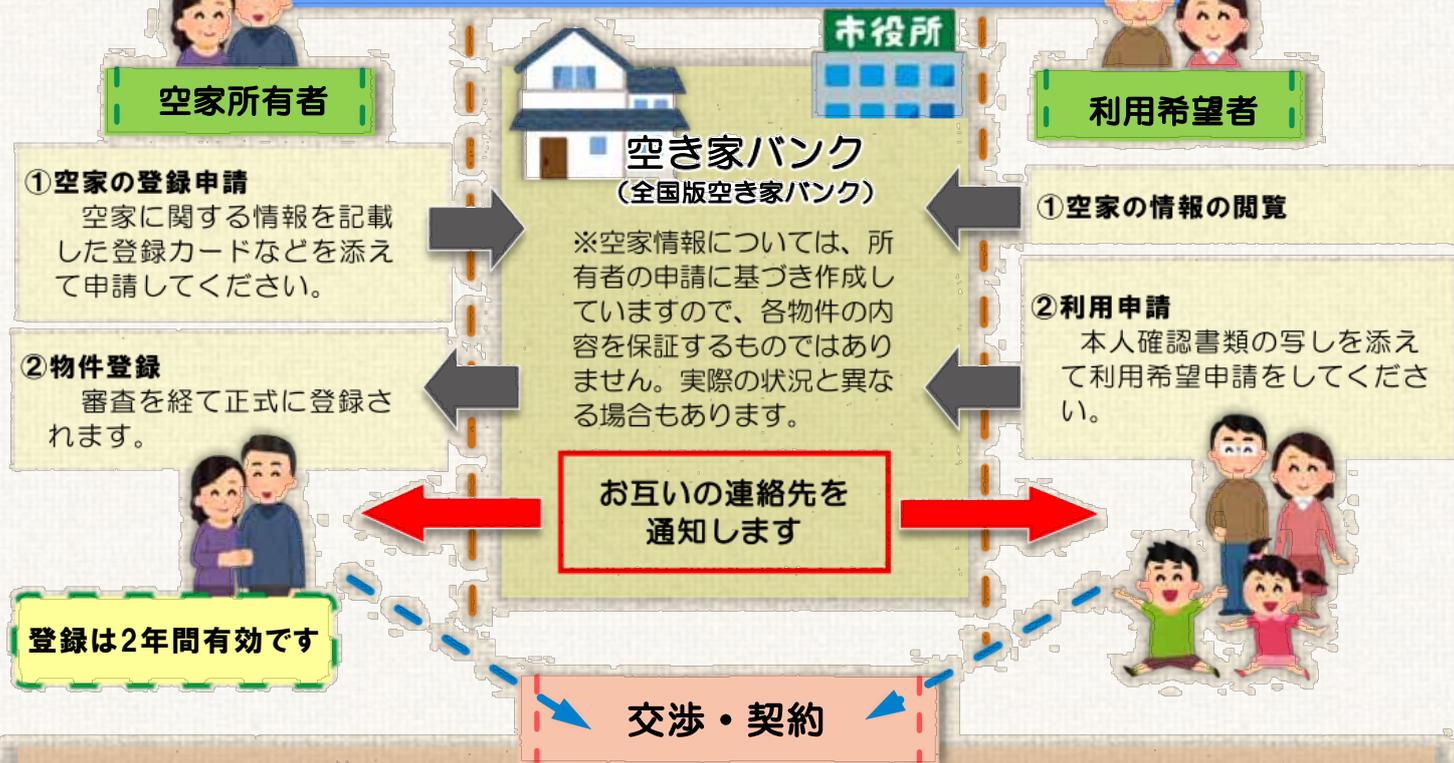
以下の要件のすべてを満たすものが対象です。

- 本市の区域内にある
- 人の居住の用に供したことがあり、現に人が居住していないか使用していない

■ 申請対象者

対象空家の所有者等（所有権その他の権利により対象空家の売却、賃貸等を行うことができる者）※共有名義や区分所有型の場合、所有者全員の同意が必要です。

* 空き家バンクへの登録・利用の流れ *



空家所有者と利用希望者の両者で交渉を行ってください。
契約に際しては、宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。

※市では空家物件のあっせん・交渉・契約については関与いたしません。

相模原市役所 建築・住まい政策課

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 (第1別館 4階)

電話042-769-9817 (直通) /FAX042-757-6859

* 申請方法 *

下記の書類を揃えて、書面で申込みをしてください。



空家を登録したい方

★必須書類	
空き家バンク登録申請書	<input type="checkbox"/>
空き家バンク登録カード	<input type="checkbox"/>
対象空家等の所有者であることを証する書類の写し 建物登記事項証明書（登記簿謄本）（6か月以内に発行されたもの）又は 家屋課税台帳記載事項証明書（評価証明書）（最新のもの）	<input type="checkbox"/>
該当する場合は必要	
※区分所有又は共有名義の場合 空き家バンク登録について、所有者間で承認されていることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
★その他（お持ちであれば添付してください）	
写真（外観・内観）	<input type="checkbox"/>
案内図（付近見取図）など場所がわかるもの	<input type="checkbox"/>
配置図（敷地図）	<input type="checkbox"/>
各階平面図（間取図）	<input type="checkbox"/>
建築確認済証、検査済証	<input type="checkbox"/>



空家を利用したい方

★必須書類	
登録空家利用希望申請書	<input type="checkbox"/>
本人確認書類 運転免許証・マイナンバーカード（個人番号カード）等	<input type="checkbox"/>

【共通】申請は書類を建築・住まい政策課の窓口へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

お問い合わせ

相模原市役所 建築・住まい政策課

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（第1別館 4階）

電話042-769-9817（直通）/FAX042-757-6859

